

2018年9月14日

消費者庁消費者制度課 意見募集担当宛て

所属：特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

氏名：榎 彰徳（当団体理事長）

住所：〒540-0033 大阪府中央区石町一丁目 1-1 天満橋千代田ビル 2 号館

電話番号：06-6920-2911

電子メールアドレス：info@kc-s.or.jp

## 適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務運営を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見

### 1. はじめに

はじめに、今回の「適格消費者団体及び特定適格消費者団体の適正な業務を確保するための内閣府令（案）及びガイドライン（案）」に関する個別の意見を述べる前に、総論的に意見を申し述べます。

#### **（1）消費者契約法の規定以上の監督の厳格化は、消費者契約法改正において実現すべきものです。**

適格消費者団体の適正な業務運営を確保することについては賛成いたします。

しかし、すでに、消費者契約法第 13 条第 5 項において、適格認定を受けられない事由が定められており、役員欠格事由として同法同条同項第六号イにおいて、「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、消費者裁判手続特例法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者」と規定されています。

しかるに、今回のガイドライン案では、「また、適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から 1 年を経過しないものの役員又は職員である場合は、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、

差止請求関係業務を適正に遂行できるか否かを判断することとする」と役員欠格事由に相当する規定があらたに加わっています。

また、「適合命令」として、「法第 33 条第 1 項に規定する『これらの要件に適合するために必要な措置』とは、その要件を充足させるために必要な措置を指し、例えば、適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から 1 年を経過しないものの役員又は職員に該当し、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合であれば、当該役員の解任が考えられる。」として、役員「解任」にまで踏み込んでいます。

これは、明らかに、消費者契約法第 13 条第 5 項第六号イに記載されている役員欠格事由から逸脱した、それ以上に厳格化した過重な規定となっています。同法の規定以上の欠格事由に相当する規定をガイドラインに記載することは、不適切と考えます。

仮に、今回の案で示された欠格事由に相当する規定が、適格消費者団体、特定適格消費者団体の監督上必要であるならば、法改正が必要であり、国会での審議を充分経た上で実施すべきものと考えます。

以上により、今回の手続きですすめることに反対します。

## **(2) 抽象的で意味不明な規定は、明確にすべきです。**

「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案」では、「適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、その事務所に備え置き、毎事業年度終了後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない『収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類』に、事業者から労務の提供を受けている場合には、当該事業者の名称及び当該事業者からの労務の提供の総額を追加することとする。」という規定があらたに追加されています。

しかし、この「事業者から労務の提供を受けている場合」とは、何を指すのかが不明です。過日、消費者庁担当者から「職員として雇用関係のある場合」との説明がありましたが、しかし研修目的で出向している場合も含むか等どのような場合に雇用関係が認められるか明かではありません。少なくとも規定としてはこの点を明確に記載される必要があります。

適格消費者団体は、多くのボランティア活動によって支えられています。弁護士、司法書士などの個人事業者も活動に参加をしており、具体的には、事案の検討を行う会議等に多くの個人事業者にご協力いただいています。その場合も労務の提供と

言えるのか、それとも事務局での労務に限るのか、またその場合の労務の内容には、事業者宛ての文書の起案や検討いただく時間を含めるのか、どの範囲までを労務の提供とするのかなど、今回の案からは特定することができないので明確にすべきです。

またガイドライン案では、「過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある。」と規定しており、「過度」がどの程度かについては明確にされていません。少なくともその程度については数的に示しておくべきです。同時にこのような規定は、1.(1)で述べたように法改正で対処すべきです。

以上により、このような不明確な規定の追加には反対します。

## 2. 「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に関する意見

**(1) 「適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、その事務所に備え置き、毎事業年度終了後三月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない「収入の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類」に、事業者から労務の提供を受けている場合には、当該事業者の名称及び当該事業者からの労務の提供の総額を追加することとする。」との規定について**

仮に、事務局での労務に限り、「事業者から労務の提供を受けている場合」という意味であれば、当該事業者から労務の提供を受けている事務局職員が、1名しか存在しない団体においては、労務の提供の総額は、当該事務局職員の所得総額を意味する場合もあり、個人所得の特定が容易となります。

法人収入から支出されているわけでもなく、法人トップでもない、一事務局職員の個人所得を閲覧可能状態に置くのは、過重な措置と言わざるを得ません。また、個人情報情報の漏えいにあたります。

以上により、この案には反対します。

## 3. 「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案」に関する意見

**(1) 「差止請求関係業務の適正化を図る観点から、差止請求関係業務を遂行するための体制及び業務規程が整備されていることが必要であり、具体的には、以下のア及びイのとおりである。もっとも、適格消費者団体が事業者に対して不当な行為の停止等を請求することができる存在であることからすると、適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある。」との規定について**

同規定は、適格消費者団体が、自ら「過度に特定の事業者依存」しているかどうかを判断するものと理解しますが、「過度に」の意味が漠然としており、その程度は明確にされていません。その程度が、明確でないと貴庁の恣意的運用に繋がります。適格消費者団体を育成する役割を有する貴庁が、その任務に反する結果を招くことになりかねません。

また、1.(2)で述べたように適格消費者団体の多くが、法律専門家、相談員、消費者、消費者団体、事業者のボランティアによって維持・運営がなされていることを考慮しないものです。適格消費者団体が判断する場合の判断基準については明確なものであることが必要と考えます。

以上により、この案には反対します。

**(2) 「④例えば、複数の者を代表者とするなど、代表者や職員が「差止請求に係る相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、差止請求関係業務を遂行できる組織であること」との規定について**

役員等に利害関係のある場合には、法13条4項及び規則6条1号ニを受けた現行ガイドラインにおいて、当該役員等の「議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止」が既に定められており、これまでも、団体が定める業務規程を遵守することで、問題なく利害関係のある場合の職務を遂行してきました。

以上により、この案には反対します。

また、仮に改訂するにしても、時間を要するので、適用開始時期を延期するなどの措置が必要です。

**(3) 「また、適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法（平成25年法律第70号）に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員である場合は、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、差止請求関係業務を適正に遂行できるか否かを判断することとする」との規定について**

適格消費者団体が、「差止請求関係業務を適正に遂行できるか否かを判断する」とのことですが、今回の案では、「適合命令」が新たに追加されており、当該役員解任にまで踏み込んでいます。

この規定では、貴庁の恣意的な運用が許容される恐れがあると考えます。

以上により、この案には、反対します。

(4)「事務所については、適切に情報を管理することができる施設でなければならないとともに、例えば、事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）が事業活動のために用いている施設内に事務所が設けられているなど、その外観、構造その他の事務所の置かれた状況からして事業者（その者の活動内容などを考慮して客観的に差止請求の対象になることが考えられない者は除く。）と混同されるものであってはならないこととする。」との規定について

適格消費者団体の事務所が、事業者と混同されることは問題であり、混同されないための措置は必要と考えます。

しかし、多くの適格消費者団体は、財政基盤が脆弱であり、今回の案に抵触しない事務所を、単独で確保することが困難な適格消費者団体に対する財政支援がないままでは、適格消費者団体の運営維持が極めて困難となります。

また、適格消費者団体への財政支援は、現状では、きわめて不十分です。

以上により、この案には、反対します。

(5)「(ア) 適合命令 法第 33 条第 1 項に規定する「これらの要件に適合するために必要な措置」とは、その要件を充足させるために必要な措置を指し、例えば、適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から 1 年を経過しないものの役員又は職員に該当し、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、差止請求関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合であれば、当該役員の解任が考えられる。」との規定について

今回の案では、「適合命令」が新たに追加されており、当該役員の解任にまで踏み込んでいます。

この規定では、貴庁の恣意的な運用が許容される恐れがあると考えます。

以上により、この案には、反対します。

#### 4. 「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂案」に関する意見

(1)「被害回復関係業務の適正化を図る観点から、被害回復関係業務を遂行するための体制及び業務規程が整備されていることが必要であり、具体的には、以下のア及びイのとおりである。もっとも、特定適格消費者団体が事業者から消費者被害を

**集団的に回復することができる存在であることからすると、特定適格消費者団体は過度に特定の事業者に依存することがないように留意する必要がある。」との規定について**

同規定は、特定適格消費者団体が、自ら「過度に特定の事業者に依存」しているかどうかを判断するものと理解しますが、「過度に」の意味が漠然としており、その程度は明確にされていません。その程度が、明確でないと貴庁の恣意的運用に繋がります。特定適格消費者団体を育成する役割を有する貴庁が、その任務に反する結果を招くことになりかねません。

また、1.(2)で述べたように特定適格消費者団体の多くが、法律専門家、相談員、消費者、消費者団体、事業者のボランティアによって維持運営がなされていることを考慮しないものです。特定適格消費者団体が判断する場合の判断基準については明確なものであることが必要と考えます。

以上により、この案には反対します。

**(2)「④例えば、複数の者を代表者とするなど、代表者や職員が「被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合」に該当するとしてその職務を行えない場合であっても、被害回復関係業務を遂行できる組織であること」との規定について**

役員等に利害関係のある場合には、法13条4項及び規則6条1号ニを受けた現行ガイドラインにおいて、当該役員等の「議決権の停止や助言若しくは意見の聴取の停止」が既に定められており、これまでも、団体が定める業務規程を遵守することで、問題なく利害関係のある場合の職務を遂行してきました。

以上により、この案には反対します。

また、仮に改訂するにしても、時間を要するので、適用開始時期を延期するなどの措置が必要です。

**(3)「また、特定適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から1年を経過しないものの役員又は職員である場合は、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、被害回復関係業務を適正に遂行できるか否かを判断することとする。」との規定について**

特定適格消費者団体が、「被害回復関係業務を適正に遂行できるか否かを判断す

る」とのことですが、今回の案では、「適合命令」が新たに追加されており、当該役員の解任にまで踏み込んでいます。

この規定では、貴庁の恣意的な運用が許容される恐れがあると考えます。

以上により、この案には、反対します。

**(4)「(ア) 適合命令 適合命令は、法第 85 条第 1 項所定の「特定適格消費者団体が法第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなると認めるとき」になされ、同項の「これらに要件に適合するために必要な措置」とは、その要件を充足させるために必要な措置を指し、例えば、特定適格消費者団体の役員が、特定商取引に関する法律に基づく指示若しくは業務停止命令、不当景品類及び不当表示防止法に基づく措置命令若しくは課徴金納付命令又は食品表示法に基づく指示若しくは命令を受けた事業者であって、これらの指示又は命令を受けた日から 1 年を経過しないものの役員又は職員に該当し、当該役員又は職員の当該事業者における地位及びこれらの指示又は命令を受けることとなった当該事業者の行為への関与の度合いなどを考慮して、被害回復関係業務を適正に遂行できるとはいえない場合であれば、当該役員の解任が考えられる。」との規定について**

今回の案では、「適合命令」が新たに追加されており、当該役員の解任にまで踏み込んでいます。

この規定では、貴庁の恣意的な運用が許容される恐れがあると考えます。

以上により、この案には、反対します。

(以 上)